

祇園新橋景観づくり協議会 事前協議 申請書

令和 年 月 日

祇園新橋景観づくり協議会 御中

申請者の住所

申請者の氏名

印

京都市市街地景観整備条例に基づく地域景観づくり協議会地区内における建築等に関して、事前協議の開催を申請します。

建築主 (事業主)	住 所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人の場合、名称及び代表者名)
	連絡先 電 話 e-mail (担当者)
対象物件の 地名地番	
店舗名及び 業種等	店舗名 業 種
行為の種類	
施工期間	年 月 日～ 年 月 日 ・ 未定

※当地域では、以下を事前協議の対象とします。京都市の許可等を必要としない行為であっても、事前協議をお願いします。なお、小規模な改変等は、事前協議が不要な場合がありますので、協議会に早めにご相談ください。

- ・建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
- ・屋外広告物等の掲出
- ・新たに営業行為を行う場合。業種・業態の変更を行う場合
- ・その他、祇園新橋の風情に影響を与える行為

※申請の際、事前協議に必要な以下の書類について、作成済みのものがあればご提出ください。

- ①計画概要書
- ②立面図，外観パース等
- ③景観上の工夫が分かる資料

※建築主（事業主）以外の関係者につきましても、以下に氏名、連絡先等をご記入ください。

土地所有者	住 所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人の場合、名称及び代表者名)
	連絡先 電 話 (担当者) e-mail)
建物所有者	住 所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人の場合、名称及び代表者名)
	連絡先 電 話 (担当者) e-mail)
設計者	住 所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人の場合、名称及び代表者名)
	連絡先 電話 (担当者) e-mail)
施工業者	住 所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人の場合、名称及び代表者名)
	連絡先 電 話 (担当者) e-mail 電話)

祇園新橋景観づくり計画書の配慮事項について

祇園新橋地域で商売を営む、あるいはお住まいになる際にご配慮いただきたい事項です。

ご同意いただけましたら、右のチェック欄に“○”をご記入ください。

配慮事項等	チェック欄
【地域まちづくり活動に、一緒に取り組みましょう。】	
・通りや白川のお掃除への参加	
・自治会、町内会等に参加	
・祇園祭、地蔵盆、その他地域の行事等への協力	
・町内会で行う防災訓練等、自主防災活動への参加	
【建物、工作物等】	
・協議対象地区は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区、もしくは、歴史遺産型美観地区祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、旧市街地型美観地区のいずれかに指定されており、これらの基準を遵守するものとします。	
・簾をかける際は、簾の質も含めて祇園らしい雰囲気に調和するよう配慮します。	
・外部から、建物内部が見えにくいよう配慮します。	
・建物外部に物品類（野菜、酒瓶等）の陳列はしません。建物内部であっても通りから容易に見える箇所では陳列はしません。	
・ポスト、新聞受け、電気、ガスメーター機器その他の表の設えは、町並みに調和するよう十分な配慮をします。	
・工事の際には、物件周囲の清掃をはじめ、近隣や通りへの影響に配慮します。	
【屋外広告物等】	
・協議対象地区は、祇園新橋特別規制地区、もしくは歴史遺産型第2種、第4種地域のいずれかに指定されています。これらの規制を遵守するとともに、歴史遺産型第2種、第4種地域のエリアについても、祇園新橋特別規制地区の基準に準じるよう配慮します。	
・屋外広告物等は、祇園新橋の町並みに調和するよう、材料や色調に配慮します。	
・写真や絵画等については、原則使用しません。	
・屋外広告物の総面積は、条例の基準の上限に関わらず、出来る限り最小限とします。	

配慮事項		チェック欄
【屋外広告物等】（つづき）		
・屋外広告物の総面積は、条例の基準の上限に関わらず、出来る限り最小限とします。		
・突き出し型、置き看板、メニュー版などの看板については、道路上に出さないこととします。		
・をどり、歌舞伎の公演その他これらに類するもの以外のポスター等で、期間が限定されていないものは、掲出しません。		
・伝統的な意匠の提灯、のれん、幔幕などを、季節や祭事に応じたふさわしいもので表を飾ります。		
・照明については、原則、電球色とします。		
【地域で商いを営む際のマナー】		
・この地域で新しく暮らし始める、あるいは営業を始める際には、ご近所へのあいさつまわりをかしませません。		
・ゴミ出しのルールを守り、近隣に迷惑をかけないように配慮します。		
・従業員の自転車は、道路上に放置せず、表から見えないところに駐輪します。		
・近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません。		
・他人に迷惑をかけないように撮影マナーに配慮します。		
・土地、建物の売買を考える際は、出来るだけ早めに協議会に知らせるようにします。		
・その他、営業時間内においては従業員を常駐させ適切に管理します。		

以上の配慮事項を守ります。

年 月 日

所属（屋号または建物名称）

所在地

役職

氏名

印